

(案)

川崎市告示第95号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の2第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年2月26日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
合同会社 ichien	放課後等デイサービス ウィズ・ユー宮前平	川崎市宮前区南平台3-2 第二石原ビル2階	児童発達支援	令和7年10月1日	1455500635
合同会社 ichien	放課後等デイサービス ウィズ・ユー宮前平	川崎市宮前区南平台3-2 第二石原ビル2階	放課後等デイサービス	令和7年10月1日	1455500635
株式会社クレド	てらびあぼけっと東門前教室	川崎市川崎区東門前3丁目1-23 サニーコート東門前103号室	児童発達支援	令和7年10月1日	1455000842
株式会社 レイコーポレーション	ナザール	川崎市中原区下沼部1760	児童発達支援	令和7年10月1日	1455200848
株式会社 レイコーポレーション	ナザール	川崎市中原区下沼部1760	放課後等デイサービス	令和7年10月1日	1455200848